

令和6年 6月 4日

川崎市議会議長 青木功雄様

川崎区

川崎市社会保障推進協議会
事務局長

ほか 11名

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急
に行うことを求める陳情

陳情要旨

「訪問介護事業所が無くなれば住み慣れた家で暮らしていけない。」「親を介護施設に入れざるを得ない。」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安と怒りの声が広がっています。身体介護、生活援助など、訪問介護はとりわけ独居の方を始め、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず、「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は、介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。既に2023年（令和5年）の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や、都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引

き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は2022年度（令和4年度）で15.5倍と、異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善のため、報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより、厚生労働省は職員のベースアップを2024年度（令和6年度）に月約7,500円、2025年度（令和7年度）に月約6,000円と見込んでいます。しかし、財源の根拠が不明確で、ベースアップが確実に実行される保証はありません。このままでは、介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、次の事項につき、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

陳情項目

- 1 訪問介護費の引下げ撤回と、介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。